

平成 16 年 度

# 監 査 報 告

第 1 回 定 期 監 査 結 果 報 告

第 1 回 財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

横 浜 市 監 査 委 員

# 目 次

第 1 回 定期監査結果報告 .....	3 ページ
第 1 定期監査（事務関係） .....	5 ページ
（行政評価的な手法による監査を含む。）	
第 2 定期監査（テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」） ...	33 ページ
第 3 定期監査（工事関係） .....	45 ページ
第 1 回財政援助団体等監査結果報告 .....	53 ページ
参考資料 1	
行政評価的な手法による監査結果.....	65 ページ
参考資料 2	
財政援助団体等監査の対象団体の概要.....	79 ページ

監査報告第4号  
平成17年3月30日

横浜市 長 中田 宏 様

横浜市監査委員	一 杉 哲 也
同	山 下 光
同	中 村 達 三
同	松 本 敏

平成16年度第1回定期監査及び  
第1回財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり提出します。

# 第 1 回定期監査結果報告

第 1 定期監査（事務関係）

（行政評価的な手法による監査を含む。）

第 2 定期監査（テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」）

第 3 定期監査（工事関係）



## 第1 定期監査（事務関係）

### 1 監査の対象及び範囲

主として平成15年4月1日から平成16年8月31日までに執行された財務に関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

#### (1) 財務に関する事務全般について実施した局及び区

- ア 福祉局
- イ 衛生局
- ウ 港湾局
- エ 市立大学事務局
- オ 港北区
- カ 都筑区

#### (2) 財務に関する事務のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する事務について実施した局及び区

- ア 都市計画局（横浜シティ・エア・ターミナル株式会社）
- イ 神奈川区（社会福祉法人横浜市福祉サービス協会）
- ウ 金沢区及び瀬谷区（社会福祉法人同塵会）

#### (3) 行政評価的な手法による監査を実施した局及び事業

- ア 衛生局  
健康づくりの推進関連事業（健康診査事業及び健康横浜21の推進事業）
- イ 港湾局  
船舶・貨物、客船誘致事業（船舶・貨物誘致事業及び客船誘致事業）

### 2 監査の期間

平成16年9月8日から平成17年3月25日まで

### 3 監査の方法

今回の監査は、監査対象局・区の財務に関する事務（収入、支出、契約、検査、財産管理等）が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているか、また、事務、事業等が効率的・効果的に執行されているか、などについて実施した。

なお、健康づくりの推進関連事業（衛生局）及び船舶・貨物、客船誘致事業（港湾局）については、行政評価的な手法により、監査の観点（評価項目）として「合規性・正確性・安全性、事業適応性、目標達成度、経済性・効率性、有効性、特記事項（市民満足度、市民との協働の推進、財源確保度、情報化など）」を設定し、これに基づいて監査を実施した。

また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 4 監査の結果

対象とした各局区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する事務について改善、検討の必要があると認められた事項については、テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」及び財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

また、監査の期間中に、監査対象局区が既に措置を講じたものについては、「措置済事項」として措置内容を記載した。

#### 『福祉局』

##### (1) 医療扶助診療報酬明細書データ作成等業務委託の契約方法について改善を求めるもの（福祉局）

保護課では、医療扶助に係る診療報酬明細書情報のパンチ入力による磁気データの作成（以下「磁気データ作成」という。）及び当該磁気データと医療券発券データとの突合処理（以下「突合処理」という。）を同一の委託契約により、医療扶助データシステムを開発した業者と単独で随意契約し実施している。

そこで、平成16年度の契約内容をみたところ、契約額のうち磁気データ作成部分が80パーセントを超える割合となっており、磁気データ作成部分のみをみた場合にはその業務内容から単独で随意契約とする理由はなく、磁気データ作成と突合処理を別業務として契約できない特段の理由も見当たらなかった。

については、同業務を磁気データ作成と突合処理に分離し、磁気データ作成については「競争入札方式」を導入するなど改められたい。

##### (2) 在宅心身障害者手当過払金の返還の促進を求めるもの（福祉局）

在宅心身障害者手当（以下「障害者手当」という。）は、在宅の心身障害者の生活の安定に寄与する目的で支給されているが、受給の基準日時点で、受給資格消滅届が提出されず、障害者手当が支給されているものに対しては、返還請求を行っている。

そこで、障害者手当過払金の返還事務についてみたところ、受給資格喪失者に対し、過払分の返還を求めているが、未納者に対して督促状の送付や催告が行われていなかった。

については、督促状の送付や電話等による催告を確実に行うことなどにより、適正な債権管理を行われたい。

(3) 障害者施設等通所者交通費補助について改善を求めるもの（福祉局）

障害福祉部では、「横浜市障害者施設等通所者交通費補助要綱」に基づき、障害者が施設等に通所する際に要する交通費及び送迎介助者が送迎に要する交通費を補助しており、補助対象の交通手段は、路線バス・鉄道（以下「鉄道等」という。）又は自動車となっている。

そこで、補助額の算出方法をみたところ、鉄道等を利用した場合について、月10日以上通所で1か月の通勤定期額を、月10日未満の通所で通所回数分の運賃額を補助金としているが、一般に月に10往復の利用では定期券を購入するよりも毎回運賃を支払う方法が安価になると考えられる。

また、送迎介助者とともに通所している場合には、介助者が送迎で1日2往復することを理由に、介助者及び通所者に対して、月5日以上通所で1か月の通勤定期額を補助金としているが、通所者は1日1往復であり、介助者と同じ算出方法とする明確な根拠が見受けられない。

については、鉄道等を利用した場合の補助額の算出方法については、定期券購入などの実態を考慮するとともに合理的な日数を基準とするなど、改善を図られたい。

(4) 嘱託医の勤務実態と委嘱内容の整合を図ることなどを求めるもの（福祉局）

福祉局保護課では、医療扶助の決定、実施についての専門的判断及び必要な助言指導を受ける目的で福祉局保護課及び各区福祉保健センターに嘱託医を配置している。

嘱託医の勤務実態についてみたところ、福祉局保護課嘱託医については勤務実績の記録が不十分であるため勤務日が確認できず、各区福祉保健センター嘱託医の勤務実績についても定期的な報告を求めておらず、十分に把握していなかった。

そこで、福祉局保護課に確認したところ、福祉局保護課嘱託医については、委嘱の際に依頼している勤務回数等（以下「委嘱内容」という。）は原則として、内科及び精神科医が半日週2回（月8回程度）で、歯科医が半日週1回（月4回程度）であるが、実際の各嘱託医の平均的な勤務実態は、半日月1回程度の出勤、半日年8回程度の医療機関監査、その他電話での相談等とのことであり、委嘱内容と異なるものとなっていた。

また、福祉保健センター嘱託医については、委嘱内容は原則として、内科医が半日週2回（月8回程度）、精神科医が半日月3回であるが、各区福祉保健センターで作成していた勤務実績によれば、勤務実態は、内科医は半日月1回から半日月9回、精神科医は半日月1回から半日月5回とのことであり、福祉保健センター間でばらつきが見られ、また、委嘱内容と大きく異なる福祉保健センターもあった。さらに、福祉保健センター嘱託医の業務量は医療扶助受給者数との関連性が高いと考えられるが、各区の医療扶助受給者数については大きな差があるにもかかわらず、嘱託医の委嘱内

容は一律となっていた。

については、嘱託医の勤務実態を正しく把握するとともに委嘱内容について精査を行い、勤務実態と委嘱内容の整合を図られたい。また、福祉保健センター嘱託医の委嘱内容については業務量を反映したものとなるよう検討されたい。

(5) 保育園医との日常的な連携を一層図るよう求めるもの（福祉局）

保育運営課では、各保育園に1名ずつ医師を委嘱しており、医師（以下「保育園医」という。）の委嘱内容は、園児の定期健康診断に加え、職員及び保護者への相談・指導を行うことなどとなっており、保育園との日常的な連携が重要とされている。

そこで、保育園医の勤務実態について確認したところ、園児の定期健康診断を除き、保育園医との日常的な連携をとっていない保育園が多数見受けられた。

については、保育運営課においては、各保育園が保育園医との日常的な連携を一層図るよう指導・調整に努められたい。

(6) つたのは学園などにおいて嘱託医の勤務実態と委嘱内容の整合を図ることを求めるもの（福祉局）

つたのは学園、さざんか学園及び身体障害者更生授産所では、利用者の健康管理のため施設ごとに嘱託医を委嘱している。

そこで、嘱託医の勤務実態を確認したところ、これらの施設では嘱託医へ委嘱内容の説明が適切に行われなかったことなどから、勤務実態と委嘱内容が異なっていた。

については、嘱託医の委嘱にあたっては、それぞれの施設の特性を踏まえて利用者に必要な業務内容を精査した上で、勤務実態と委嘱内容の整合を図られたい。

なお、つたのは学園では、平成16年度の委嘱状が精神科の嘱託医に渡されておらず、勤務実態も確認しないまま報償費を支払っていたので、適正な事務手続に改められたい。

《措置済事項》

(7) 診療報酬明細書の整番等業務委託の契約方法について改善を求めるもの（福祉局）

福祉局では、老人保健、重度障害者医療費及び医療扶助の診療報酬明細書の整番等業務をそれぞれ委託により実施している。

委託業者の選定については、診療報酬明細書の区別分類、引き抜き、整番等の作業を短期間で大量に行う必要があり、ほかに処理できる業者がないことを理由に毎年すべて同一の業者と単独で随意契約を行っているが、同様の業務を行っている複数の業者が存在することから、明確な根拠が見受けられない。

については、これらの業務の委託にあたっては、「競争入札方式」を導入するなど改

められたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

福祉局では、平成17年4月からの各委託契約について、平成17年2月及び3月に指名競争入札を実施した。この入札の結果に基づき契約を締結することとした。

(8) 物品の調達等について適正な手続を行うことを求めるもの（福祉局）

「横浜市契約事務委任規則」によると、一定額以上の物品の調達等については、財政局長に契約の締結を依頼し、競争入札等により契約することとされている。

そこで、福祉局の物品の調達等手続をみたところ、短期間に同一の物品等の調達を、福祉局長権限で契約締結可能な額に分割し契約を締結していたものが次のとおり中央児童相談所など4部署で見受けられた。

ア パソコン3台を1台ずつ3件に分割し契約していたもの

イ 暗幕カーテン6枚を3枚ずつ2件に分割し契約していたもの

ウ 同一内容の印刷物を5件に分割し契約していたもの

については、今後、物品調達等に当たっては、発注を分割することなく、必要な調達量の合計金額に基づき適正な調達手続を行うよう周知徹底するとともに、チェックの一層の強化を図られたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

福祉局では、一連の物品等について分割して調達を行わないこと、計画的な購入を行うことなどを平成17年2月に関係各課に通知し周知徹底を行った。また、今後の物品調達等に当たっては、新規に定めた様式に記載した発注予定を発注伺に添付することにより、チェックの強化を図ることとした。

(9) 補助金の執行時期の適正化を求めるもの（福祉局）

高齢在宅支援課では、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に対し、新鶴見ホーム建設資金に係る金融機関からの借入れについて、利子補給として補助金を支出している。

借入申込書によると、利子の支払時期は7月1日、10月1日、1月1日、4月1日であるが、交付決定通知書によれば、補助金の支出時期は4月、7月、10月、1月と利子の支払いに見合わない時期となっており、さらに、事務の遅延により実際の支出は平成15年度分が9月8日、9月8日、11月21日、2月16日で、平成16年度分については、平成16年10月の時点では全く支出されていなかった。

については、利子補給の補助金の交付決定に際しては、交付時期を利子の支払時期に合わせるとともに、支払事務についても交付決定通知書に従い適切に行うよう改められたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

福祉局では、平成16年度の3回目までの補助金については、平成16年11月中に支払った。

また、今後は、福祉局及び横浜市福祉サービス協会の双方で、請求・支払事務を適切に行うことを確認し、平成16年度4回目の補助金交付時期については、1月と決定通知していたものを利子支払時期に合わせ3月に変更することとし、2月10日付けで補助金変更決定通知書を交付した。

(10) 旅費の支給時期の適正化を求めるもの（福祉局）

福祉局の旅費支給事務についてみたところ、総務課など4課で出張から6か月以上経過後に支給されているものが見受けられた。

については、旅費の支給については速やかに支給するよう改められたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

福祉局では、平成16年12月までに出張した旅費の支給に関する事務処理を平成17年2月までに終了するとともに、今後は前月分の支払を毎月行うよう徹底し、適切な事務処理を行うよう、関係各課に通知し周知徹底を図った。

(11) 委託契約変更に伴う適正な経費の算定等を求めるもの（福祉局）

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘は、障害者、その家族その他の者が研修、保養、レクリエーション等を通じ、相互の親睦を深めることを目的として設置され、平成15年度は横浜市在宅障害者援護協会に、利用料金制度による管理委託を行っている。

横浜あゆみ荘は、隣接する環境事業局都筑工場から余熱利用水等の供給を受け運営しているが、都筑工場の設備改修工事が長引き、余熱利用水等の供給停止期間が延長されたことから休館日も延長されていた。

そこで、平成15年度の管理委託契約についてみたところ、休館日の延長により、経費支出額が利用料金収入額を上回り収支不足となることを理由に、契約変更を行い、26万円の追加執行を行っていたが、休館日延長分のパート・アルバイト等の人件費を控除していなかった。

については、変更契約の内容を精査し、必要な事務手続を行われたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

福祉局では、変更契約により追加執行した委託料26万円について、平成17年2月に横浜市社会福祉協議会から返還させた。また、今後、変更契約の必要が生じた場合には、内容精査の徹底を図ることとした。

(12)事業の実施に当たって、執行伺に基づいた適正な執行を求めるもの（福祉局）

養護老人ホーム名瀬ホームでは、入所者の親睦と健康の増進を目的として、春にはバスハイキング、秋には日帰りのバス旅行を実施している。

そこで、平成16年度の春のバスハイキングの執行伺をみたところ、昼食代を入所者分のみ計上していたが、実際の支出に当たっては、同行した職員分も含めて支出していた。

については、事業の実施に当たっては、執行伺に基づき、適正に執行するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、職員の昼食代について、執行伺のとおり改めるとともに、引率・付添職員の昼食代の支出方法について、平成17年2月に企画経理課長名の通知で局内に周知を図った。

『衛生局』

(13)久保山斎場本館棟警備委託等について効率的な警備を求めるもの（衛生局）

衛生局では、久保山斎場本館棟及び駐車場棟の安全管理のため、巡回警備を委託している。

そこで、その委託内容についてみたところ、巡回回数は開場日については夜間2回、休場日については昼間1回と夜間2回の計3回行うこととしているが、契約書には開場日と休場日を特定する日付の記載がなく、指示も出していなかった。また、履行状況については、休場日において、設備検査等で職員等が立会のため出勤している場合は夜間2回の巡回とする運用としていた。

については、開場日と休場日を特定する日付の記載や、休場日の巡回回数など契約書には必要な事項を明記するよう改められたい。

（意見）

この巡回警備をしている本館棟は機械警備も委託しているので、敷地内の巡回警備の必要性を含めて、効率的な警備方法について見直しを検討されたい。また、他の市営斎場についても、建物及び敷地内の安全管理のため巡回警備を委託しており、建物については機械警備も委託しているので、併せて、見直しを検討されたい。

(14)環境衛生自主管理巡回指導事業について事業の実施手法の検討を求めるもの

（衛生局）

衛生局では、理容業、美容業及びクリーニング業等に対する環境衛生自主管理巡回指導事業として、横浜市生活衛生協議会（以下「協議会」という。）に対して、協議会会員を対象とした巡回指導及び簡易検査を委託している。協議会からは、施設ごと

の実施結果を記載した巡回指導結果報告書をもとに実施回数を集計した実績報告書が、上半期と下半期の2回提出されている。

そこで、巡回指導及び簡易検査の実施状況についてみたところ、実績報告書の実施回数が、巡回指導結果報告書の実施回数の合計より多いものが見受けられた。

については、実績報告書の提出に当たっては、巡回指導結果報告書と突合し、確認した上で、提出するよう指導するとともに、適正な精算を行われたい。

また、これまで、環境衛生自主管理巡回指導事業として、巡回指導などを委託により実施してきたところであるが、営業者自身が行う自主的管理を委託により実施することは適切でないの見直しを行うとともに、自主的管理の効率的・効果的な指導・支援のあり方について検討されたい。

#### (15)重要物品等の管理を適正に行うよう求めるもの（衛生局）

「横浜市物品規則」によると、物品管理者（主管課長等）はその保管に係る物品について物品管理簿を備えて管理しなければならないこととされており、毎年度2回、局区長は、重要物品（価格100万円以上の物品等）に係る増減及び現在高の調査を行い、収入役へ重要物品増減及び現在高報告書を提出することとなっている。

そこで、物品の管理状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な管理を行われたい。

ア 生活衛生課において、物品管理簿に記載されている物品を本市以外の者に貸し出した際に「物品保管換え等処理票」等を徴していなかったため、物品管理簿に記載された保管場所と実際の保管場所が異なっていたものや、廃棄の際に「物品返納等処理票」による手続をしていなかったことなどのため、物品管理簿と現在高が一致していないものが多数見受けられた。

については、本市以外の者に貸し出す場合は、「物品保管換え等処理票」等を確実に徴し、廃棄に際しては、「物品返納等処理票」による廃棄処理手続を必ず行い、物品管理簿に正確な記載を行う等、適正な事務処理に改められたい。

イ 食肉衛生検査所において、物品管理簿に記載されている重要物品について、物品管理簿の削除をしていなかったものが1点あった。また、重要物品増減及び現在高報告書と物品管理簿の照合を行ったところ、報告書に記載されている数量と物品管理簿に記載されている数量が異なっていた。

については、重要物品増減及び現在高報告書の提出に当たっては、物品管理簿及び現品との照合等を確実にを行うよう徹底されたい。

(16)横浜AIDS市民活動センターの運営に係る委託業務について適正な契約手続等を求めるもの（衛生局）

衛生局では、横浜AIDS市民活動センター（以下「センター」という。）の運営及び市民AIDS啓発・情報提供事業を横浜AIDS市民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託しており、この運営委員会の事務局は感染症・難病対策課で行っている。

そこで、平成15年度の委託の履行状況についてみたところ、設計書や契約書に記載された業務内容と履行内容が異なっているにもかかわらず、契約変更等の手続を行っていなかった。

ついては、契約内容に変更が生じた場合には変更契約等適正な契約手続を行うよう改められたい。

（意見）

センター開設から10年近く経過しており、運営委員会の自主・自立を促進する観点から、本市が事務局を行っていることについて見直しを検討するとともに、エイズの予防啓発等についての企画や事業の実施について運営委員会がNPOなど関係団体との連携を一層強めることなどにより、センターの活性化を図られたい。

(17)医師会費の支出について見直しを求めるもの（衛生局）

市民病院、港湾病院及び脳血管医療センターでは、地域医療との連携など中核的な病院として医師会との連携が公務遂行上必要であるとして、病院長及び診療科長の医師会費（日本医師会、神奈川県医師会、横浜市医師会及び区医師会の会費）について、平成15年度は約490万円支出していた。

しかし、国立病院等では、国費による支払は施設運営上必要とする場合に代表者の医師会費に限定していること、また、医師会費に含まれる医師賠償責任保険料は対象としていないことを考慮し、現行の医師会費の経費負担について見直しを検討されたい。

(18)自家用車での緊急登院に対する定額の支給について見直しを求めるもの（衛生局）

市民病院において、医師等が勤務を要しない日又は休日に緊急に登院する際に、タクシーを利用した場合には、タクシー代を支給しており、自家用車を使用した場合には、実費弁償相当額として、1回当たり2,000円を定額で支給しているが、実際に負担した費用に応じて支給するよう見直しを検討されたい。

(19)救急医療等における報償費等の支給について見直しを求めるもの（衛生局）

市民病院では、365日24時間救急医療体制で夜間・休日に多くの患者を診療してい

ることから、医師等が宿日直した場合に、報償費等を支給している。また、市民病院及び脳血管医療センターの医師が、勤務を要しない日又は休日に、医療上の必要により緊急に登院する場合や救急体制の確保のため常時登院できるよう自宅等で待機する場合、脳血管医療センターの看護師が勤務を要しない日又は休日に自宅等で待機する場合に、それぞれ回数に応じて、報償費を支給している。

これは、宿日直中に、宿日直業務以外に救急医療等の業務が行われていることなどにより支給されているものである。

平成17年1月に策定した「横浜市立病院経営改革計画」（平成17～20年度）では、経営改善の取組の中で、病院事業にふさわしい人事管理として、特殊勤務手当の見直しや職種や業務内容に応じた適正な給与水準となるよう給与制度の検討などを行うこととしているので、速やかに、勤務・業務実態を踏まえた支給とするよう改善されたい。

#### 『港湾局』

##### (20) 単独随意契約による委託業務の再委託について改善を求めるもの（港湾局）

港湾局では、外郭団体などに対して、大さん橋国際客船ターミナルや海づり施設等の「公の施設」の管理委託や、その他の施設の清掃、警備等の業務を委託している。

そこで、委託業務についてみたところ、外郭団体などと単独随意契約を締結し、その後さらに、外郭団体が「契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者」へ委託する場合は、横浜市契約規則に基づき「再委託」を承諾しているが、その際に単独随意契約により再委託している事例が多数見受けられた。

「公の施設」の管理委託業務は、地方自治法の改正趣旨に沿い、指定管理者へ移行することで、より効率的・効果的な施設の管理運営が期待できるが、それ以外の施設に関する委託業務についても、効率性・競争性の向上が必要であることから、単独随意契約による外郭団体などへの委託であっても効率性の確保に留意されたい。また、外郭団体などが単独随意契約により受託した業務の全部又は主たる部分を第三者へ再委託することを承諾する場合には、再委託先の選定に競争性を確保するよう改められたい。

なお、再委託の承諾は、港湾局では、受託者からの承諾願を受け、所管課のみの決裁により行われているが、承諾する際には再委託の範囲、理由や再委託先の選定方法などを十分確認するとともに、関係課への合議を含め、事案の内容に応じた決裁を行うよう検討されたい。

##### (21) 水域占用許可事務について改善を求めるもの（港湾局）

「横浜港の港湾区域内における水域の占用等に関する条例」によると、港湾区域内

の水域に浮き桟橋等を設置するなど、水域の占用をするときは、水域占用許可を受けなければならないとされている。

そこで、大さん橋周辺の水域の状況について見たところ、防舷材の機能を有する浮き桟橋等で、水域占用許可手続が行われていないものが3件あったので、適正に対応されたい。また、他の水域を含め占有の状況等の把握に努められたい。

#### 《措置済事項》

##### (22)委託業務について適正な契約手続を求めるもの（港湾局）

港湾局では、ふ頭用地の使用許可に先立ち、その範囲を確定するため委託により現地測量を行っている。

そこで、測量業務委託について見たところ、出田町ふ頭の測量業務委託は予定価格決定前に見積合わせが行われ、契約締結前に着手していた。

については、適正な契約手続で執行するよう周知徹底し、再発防止を図られたい。

##### 【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、委託を行う際には予定価格決定後に見積合せを行い、また、契約締結後に作業着手させるなど、関連法令等に基づいた適正な契約手続を行い、併せて、所属内のチェック機能の強化を図るよう、平成17年2月の会議で、局内すべての部長及び課長に説明するとともに、各課長及び所長あてに通知し、周知徹底を図った。

##### (23)タクシーチケットの管理について改善を求めるもの（港湾局）

振興事業課における平成15年4月以降のタクシーチケットの受払状況について見たところ、受払簿は作成されていたものの、タクシーチケットの番号順に記載されていなかったため、使用状況を確認することが困難な状況であった。また、全く記載されていないものが61件、行先など一部の記載漏れが80件見受けられた。

タクシーチケットは、現金と同様に厳正な管理が必要であるので、受払簿に適正な記載を行い、払出しや使用を確認し、併せて適時残高の確認を行うよう改められたい。

##### 【対象局が講じた改善内容】

所管課においては、平成16年12月に受払簿の記載を適正に行うように改めた。

また、港湾局では、タクシーチケットの管理について、厳正な管理を行うことを平成17年2月の会議で、局内すべての部長・課長に説明するとともに、各課長及び所長あてに職員へ周知徹底するよう通知した。

##### (24)前渡金に関する事務について改善を求めるもの（港湾局）

前渡金に関する支払事務等をみたところ、次のような事例が見受けられた。

ア 施設課では、職員の市外出張旅費について、支出手続を行っていたが、出張日に

入金が間に合わなかったため、前渡金管理者口座に入金されていた高速道路回数券購入代金を旅費として立替えて渡していた。また、北部管理課では、口座に入金されている前渡金を引き出さずに職員が代金を立替えて購入等を行い、精算書を作成した後に現金を引き出していた。

イ 振興事業課、港湾経営課及び港湾情報課では、旅費が口座に入金されているにもかかわらず、長期間出張者に渡されていなかった。

ウ 港湾整備事務所では、平成15年4月の機構改革により、2課を統合したため、各主管課長が行っていた前渡金管理者の事務を取りまとめて1人の前渡金管理者に引継いだ。前渡金管理者の銀行口座は、2件とも開設したままにしていた。またその後、平成16年4月に前渡金管理者が異動した際、1件について引継ぎが行われていなかった。

前渡金に関する事務については、事故防止の観点からも厳格な取扱いが求められるので、各課においては、チェックを強化するとともに、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」等に基づく適正な事務手続が行われるよう局全体に周知徹底されたい。

#### 【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、前渡金について、事故防止の観点からチェック機能を強化するなど事務手続の適正化を図るよう、平成17年2月の会議で、局内すべての部長及び課長に説明するとともに、各課長及び所長あてに通知し、周知徹底を行った。

#### 『市立大学事務局』

##### (25) 講座用賃借施設の規模等の見直しを求めるもの（市立大学事務局）

市立大学事務局では、社会人等を対象としたリカレント教育等の講座（市立大学よこはまアーバンカレッジ）を実施しており、その拠点として港南区上大岡に床面積約500平方メートルの施設を賃借し、研修室3室（研修室A、研修室B及びセミナールーム）及び事務室等を配置している。

平成15年度は延べ232日の講座が実施されたが、このうち、この施設において実施されたのは、市立大学キャンパスや区役所等での実施を除く194日で、開館日295日に対して約66%の使用率であった。

平日の講座での研修室の使用状況をみると、午後6時30分から8時30分までの2時間での講座設定が多く、平均的な参加者数は30人程度であるが、少人数であっても基本的に研修室A（定員60名）と研修室B（定員45名）を一体的に使用して講座会場としていた。

また、講座でのセミナールームの使用はほとんどなく、市立大学の授業、会議など講座以外の目的で使用されている状況が見受けられた。

賃借料を含む施設管理費は年間3千万円を超えており、今後も講座での研修室使用

が急激に増えることは想定しにくいことから、講座での使用の実態を踏まえ、賃借施設の規模等について見直しを検討されたい。

(26) 看護職員宿舎の管理業務の見直しを求めるもの（市立大学事務局）

市立大学医学部附属病院では、看護職員の雇用確保等を目的として看護職員宿舎を設置している。この看護職員宿舎には、委託により管理人を配置し、宿舎の管理や看護職員の安全確保を行うとともに、共用部分や空き部屋の清掃等を実施しているが、当該委託に要する経費は、他の看護職員宿舎と比して1千万円以上多くなっていた。

これは、附属病院看護職員宿舎では、24時間常駐の管理人を通年配置し、警備業務も兼ねさせることにより安全確保業務を行わせていることに加え、清掃内容・実施回数などが、他の看護職員宿舎の清掃委託に比べ過大なものとなっていること等によるものと考えられる。

については、委託業務の内容を精査し、経費節減に努められたい。

(27) 喫煙用施設について改善措置を求めるもの（市立大学事務局）

市立大学医学部附属市民総合医療センターでは、平成15年5月の健康増進法施行を受け、受動喫煙防止のため分煙措置を強化することとし、屋内にあった喫煙室を廃止して、平成15年12月に屋外に簡易な構造の喫煙用施設を暫定的に設置した。

この喫煙用施設は、既存の病院建物に挟まれる空間約18平方メートルに、柱、屋根及びネットフェンスを設置したものであるが、建築基準法の「建築物」に該当し、防火地域内であることから、耐火構造にする必要があるが、現状では建築基準法に適合する状態となっていない。

については、建築物の撤去又は必要な改善等の実施など建築基準法に適合するよう措置を講じられたい。

(28) 医師会費の公費負担の見直しを求めるもの（市立大学事務局）

市立大学医学部附属病院及び市民総合医療センターでは、病院長及び各病院の診療科部長の医師会費（日本医師会、神奈川県医師会、横浜市医師会の会費）を公費負担とし、平成15年度は、約600万円を支出していた。

しかし、国立病院等では、国費による支払は施設運営上必要とする場合に代表者の医師会費に限定していること、また、医師会費に含まれる医師賠償責任保険料は対象としていないことを考慮し、現行の医師会費の経費負担について見直しを検討されたい。

(29) 医学研究奨励交付金の計画的・効果的な執行を求めるもの（市立大学事務局）

市立大学医学部附属病院及び市民総合医療センターでは、医薬品等臨床研究（治験）等のために、医学研究奨励交付金（以下「交付金」という。）を交付し、この交付金は、要綱等に基づき、公金外現金として管理・執行されている。

そこで、交付金の執行状況をみたところ、平成15年度末において、当該年度交付額を超える多額の執行残が生じていた。

については、交付金について継続使用できる期間及び金額などを明確にし、計画的・効果的な執行を図ることにより、医学研究の奨励に努められたい。

《措置済事項》

(30) 適正な完了検査に基づく支出を求めるもの（市立大学事務局）

市立大学事務局が発注した委託において、契約どおりに委託業務が履行されていないにもかかわらず委託代金を支出していた事例が見受けられたので改められたい。

ア 概算数量による出来高払である金沢八景キャンパスの「一般廃棄物収集運搬処理委託」において、その業務の一部であるビン及び缶の処理について、仕様書に定める立会等による数量確認を行わずに支払を行っていたもの

イ 「核磁気共鳴装置400保守点検業務委託」等において、故障時の緊急対応など年間保守を含む契約であるにもかかわらず、契約の主要項目である定期点検の終了をもって完了と認め委託代金全額の支払を行っていたもの

ウ 医学部附属病院の「病棟クランク業務量調査委託」において、作業方法の変更による業務量の増加分を、調査対象箇所数の削減により調整して、契約を変更しなかったため、契約内容と成果品とに一部不整合があるまま完了としていたもの

エ 医学部附属市民総合医療センターの「診療材料等請求漏れ調査委託」において、完了時に提出された調査報告書の内容に不足分があるにもかかわらず支払を行い、同業者に別途発注した調査委託完了の際に当該不足分の報告を受けていたもの

【対象局が講じた改善内容】

市立大学事務局では、平成17年2月に、指摘事項等を含め、今後、適正な完了検査に基づく委託代金等の支出を行うよう、総務課長から全課に対し通知するとともに管理職会議等で周知徹底した。

(31) 委託業務等における契約手続の適正化を求めるもの（市立大学事務局）

市立大学事務局が発注した委託、修繕等において、「横浜市契約規則」等に従い、適正に契約を行う必要がある事例が見受けられたので改められたい。

ア 医学部附属病院の「看護職員宿舎修理」等において、一件の業務を100万円未満に分割して単独随意契約を行っていたもの

イ 医学部附属市民総合医療センターの「喫煙所自動ドア修理」において、100万円未満の修繕2件に分割して単独随意契約で実施していたもの

ウ 医学部附属市民総合医療センターの「診療材料等請求漏れ調査委託 ~ 」において、100万円未満の同目的の調査を順次3件の単独随意契約で実施していたもの

エ 金沢八景キャンパスの「学術情報センター本館貴重書庫薫蒸委託」において、2者から徴した見積書の積算項目及び数量が違い、適正な見積合せが行われていなかったもの

【対象局が講じた改善内容】

市立大学事務局では、平成17年2月に、指摘事項等を含め、今後、契約に関する事務を適正に行うよう、総務課長から全課に対し通知するとともに管理職会議等で周知徹底した。

『港北区及び都筑区』

(32) 保育関係事業の履行確認を求めるもの（港北区及び都筑区）

各区の保育に関する支出事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、福祉局と連携して要綱を改正するなど、支出に際して適正な履行確認を行われない。

ア 「横浜市一時保育事業補助金交付要綱」によると、本市の認可保育所の一部では、女性の就労形態の多様化による一時的な保育等として、一時保育事業（非定型的保育、緊急保育及びリフレッシュ保育）を実施している。

同事業に関する各保育所の利用状況の報告など支出関係書類をみたところ、非定型的保育の保育期間の要件は「原則週3日を限度に必要な期間」とされているが、週3日を超える期間の保育を行った保育所に対して、その事由等の報告を求めることなどが行われていないまま支出していた。

要綱に定められた支出要件については、原則的な取扱いを遵守する必要があることから、これに沿わないときはその事情等を聴取・確認の上支出することとされた。

イ 「横浜市家庭保育福祉員制度実施要綱」によると、児童の保護者が、労働又は疾病等のため、児童の保育に欠けることとなる場合において、家庭保育福祉員（以下「福祉員」という。）が、保護者の依頼を受けて福祉員の自宅で児童を保育することとされている。

なお、福祉員1人につき、対象児童が同要綱等に定める人数以上となる場合は補助員を雇用することとされており、当該補助員には年齢等に関する要件が設けられている。

そこで、福祉員から提出された補助員の勤務に関する報告書についてみたところ

ろ、支払の根拠となる勤務時間数について一日ごとの補助員全員の総勤務時間数が記載されているのみで、個々の補助員の勤務時間及び補助員の要件について区では把握していないまま支出していた。

補助員は福祉員をサポートし、事業実施に重要な役割を担っているため、雇用費の支払根拠を明確化し、検証可能となるよう、補助員の要件、雇用関係及び個々の補助員の勤務実績と支払状況に関する書類の提出を求め、これを確認の上支出することとされたい。

ウ 「横浜市長時間保育助成要綱」によると、市内の民間保育所が、保護者の勤務の状況等により、原則保育時間を超えて入所児童の保育を行う長時間保育事業に対して、事業に要する経費を助成している。

そこで、各区における同事業の支出事務についてみたところ、当該保育所からは、各月の助成根拠となる資料として、具体的に各児童が保育を受けた日、時間が報告されておらず、利用児童数のみの報告に基づいて支出していた。

長時間保育の実績は、助成支出の根拠であり、後日検証可能となるよう、個々の実施実績について報告を求め、確認の上支出することとされたい。

### (33) 実地調査の促進を求めるもの（港北区及び都筑区）

各区課税課では、固定資産税の課税対象である償却資産（工場・事務所の機械及び備品等）の課税に当たり、当該償却資産の所有者の申告内容の確認や未申告者に対する催告等のため、電話催告等の机上調査及び現場確認や聞き取り等による実地調査を行っている。

そこで、港北区及び都筑区課税課における償却資産に係る実地調査の実績をみたところ、平成15年度においては、年間の職員1人当たり平均調査日数が港北区では10.9日、都筑区では14.3日となっていた。

机上調査は実施されているものの、償却資産については、現状を把握するための実地調査が重要であることから、机上調査と併せて、十分な取組体制を工夫するなど、実地調査の促進に努められたい。

### (34) 薬品の適正な在庫管理を求めるもの（港北区及び都筑区）

各区生活衛生課では、食品衛生業務及び環境衛生業務に係る検査等に使用する目的で、多品種の薬品（港北区は毒物、劇物及びその他の薬品、都筑区は劇物及びその他の薬品）を保管しており、「福祉保健センターにおける薬品の管理要領」（以下「要領」という。）によると、毒物、劇物については四半期に1回以上、毒物、劇物以外の薬品については年1回、薬品管理簿と実際の残量を照合するなど保管状況を確認しなければならないとされている。

そこで、薬品の確認状況をみたところ、都筑区では、劇物については平成16年度第1四半期分が未実施（その他の期は実施済）であり、また、その他の薬品については、平成15年度の点検記録が確認できなかったため、要領に基づいて適時に在庫確認を実施されたい。

また、監査を実施した平成16年11月までの薬品の使用状況をみたところ、保管されていた薬品管理簿（港北区では平成11年4月分以降、都筑区では平成12年5月分以降）によると、使用頻度が低い状況にあり、特に毒物及び劇物については、未使用・未開封であるものが、港北区で約8割、都筑区で約7割を占めていた。

については、区が検査業務等で使用する薬品を精査し、他の局区での活用を図るなど、関係局と連携して、適正な管理に努められたい。

(35) 地域振興協力費の算出基礎について適切な確認を求めるもの（港北区及び都筑区）

各区地域振興課では、自治会・町内会の諸活動の一層の振興を図り、地域連帯及び福祉の向上を図るため、各自治会・町内会に対し、1世帯当たり年額1,000円の地域振興協力費を支出している。

地域振興協力費は、自治会町内会現況届に記載された、毎年4月1日現在における広報配布世帯数を算出基礎としているが、港北区及び都筑区では、自治会町内会現況届において、この数は、原則として区政推進課で把握している広報よこはま区版の5月号の配布世帯数と規定している。

そこで、両区についてみたところ、地域振興協力費の算出基礎の数値が、広報区版5月号の配布世帯数と異なっている団体が見受けられた。

これは、地域振興課が、広報配布世帯数を把握する際、区政推進課と十分に連携を図っていないこと、自治会町内会現況届の受領が遅れたことに加え、自治会町内会現況届における広報配布世帯数の基準日（4月1日）が、区政推進課における広報よこはま区版5月号の配布世帯数の基準日と、約2週間ずれていることも一因と思われる。

については、地域振興協力費の算出基礎である広報配布世帯数については、自治会町内会現況届の期限内の提出を周知徹底するとともに、区政推進課と連携して適切に確認を行い、両課で把握している広報配布世帯数に差異が生じないように確認を徹底されたい。

（意見）

今後の「地域活動との協働・支援のあり方」については、検討委員会を設置するなど、現在、新しい仕組みづくりに向けた検討を行っているところであるが、このような差異は他区にも見受けられたことを踏まえて、関係局、区、事業本部等が連携して、的確な地域振興協力費の算出について適切に対応されたい。

(36)委託契約において適正な履行確認を求めるもの（都筑区）

都筑区では、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」で指定された美化推進重点地区等の清掃を委託により実施している。委託契約書によると、受託者は定められた地区において清掃を行い、一般ごみと缶・ビンに分別し、処分するとともに、履行状況が確認できる写真を添付した作業日報等の実績報告を提出することとされている。

そこで、作業日報についてみたところ、添付された写真では、撮影角度等が原因で、一般ごみと缶・ビンの識別及びごみ袋の総数の把握ができないものが見受けられた。

当該委託業務については、平成15年度の定期監査においても改善を求めたところであるが、業務の履行状況が確認できる写真の添付を徹底するとともに、随時現場指導等を行い、適正な履行確認に改められたい。

《一部措置済事項》

(37)特別乗車券及び福祉タクシー券について適切な管理を求めるもの

（港北区及び都筑区）

各区福祉保健課では、市内の身体障害者等に対する福祉措置として、市営地下鉄などの交通機関を無料で利用できる特別乗車券を配付している。そして、特別乗車券の出納、保管等を明らかにするため、特別乗車券受払簿を作成している。

そこで、港北区について、特別乗車券受払簿をみたところ、在庫枚数の誤記入及び書損があったことなどから、受払簿に記載した枚数が実際の保管枚数と異なっているものが見受けられた。

また、同課では在宅の重度障害者の社会参加を促進し、福祉の増進を図るため、タクシー乗車料金の一部を助成する「横浜市在宅重度障害者タクシー料金助成事業」を行っており、助成に際し、月間交付枚数を定めて、年度当初（途中転入者は転入月以降）の横浜市在宅重度障害者タクシー利用券（以下「福祉タクシー券」という。）を配付している。

そこで、港北区及び都筑区における、福祉タクシー券の管理状況をみたところ、受払簿の作成を行っていないため、福祉タクシー券の払出し、経過期間分の処分、書損及び保管等の一連の出納状況を確認することが困難な状況であった。

ついては、特別乗車券及び福祉タクシー券は金券類であるため、様式を定めて受払簿を作成し、適切に管理するよう改められたい。

【対象区が講じた改善内容】

港北区では、特別乗車券については、誤記入及び書損について、正しい記載へと訂正するとともに、福祉タクシー券については、平成17年2月から様式を定めて受払簿

を作成し、適正に管理するよう改めた。

(38) 公金外現金の取扱いについて改善を求めるもの（港北区及び都筑区）

公金外現金とは、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」の適用の対象とならない、業務の関係上本市職員が保管せざるを得ない現金、預金、郵便切手等であり、「公金外現金事務処理要領（以下「要領」という。）」に基づいて、公金と同様、厳正な取扱いや「横浜市契約規則」等に準じた取扱い（1件10万円以上の契約については、2人以上から見積書を徴するなど）を行うこととされているが、各区における公金外現金に関する事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正かつ計画的な事務手続を行われたい。

ア 「都筑区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（補助金320万円）」では、同協議会から交付した地域防災拠点運営委員会の受領書を徴していなかった（平成15年度27拠点中5拠点、平成16年度27拠点中17拠点）もの（都筑区）

イ 「福祉農園事業（補助金200万円）」では、会場設営委託（約52万円）の契約に際して、要領に定めた2人以上からの見積合せを行っていないかったもの（都筑区）

ウ 「港北区水防協議会（補助金50万円）」においては、要領に定められた現金預金出納帳及び備品管理簿を作成しておらず、また、シート購入（約15万円）の契約に際して、要領に定めた2人以上からの見積合せを行っていないかったもの。また、同協議会から消防団に横浜市風水害対策訓練費として交付した補助金に関する精算報告を受けていなかったもの（港北区）

エ 学齢期にある障害児の地域生活を支援することを目的とする「港北区学齢障害児地域生活支援事業（補助金96万円）」では、同事業の実施要綱に定められた収入・支出に関する帳簿を一切作成していなかったもの。また、同補助金から78万円を現金として引き出し、4か月超に渡ってサービス課内の金庫に保管して、出納事務を行っていたので、適正な帳簿の作成及び必要な最小限度の現金保管とすべきもの（港北区）

オ 「鴨池大橋完成記念イベント都筑区実行委員会（補助金120万円）」では、イベント実施日から約1か月後に補助金を受領しており、支出の一部が立替払いとなっていたもの。また、約92万円と高額な会場設営委託の契約に際し、要領に定められた2人以上からの見積合せが行われていなかったもの（都筑区）

カ 「都筑区区民まつり（平成16年度補助金600万円）」では繰越金が369万円と、補助金交付額に対して繰越金が多額となっていたので、これらを考慮した翌年度補助金交付額等とすることを検討する必要があるもの（都筑区）

【対象区が講じた改善内容】

(ア) 港北区

港北区では、「港北区水防協議会」について、消防団への補助金に対する精算報告として予算・決算書を徴するとともに、今後は、公金外現金事務処理要領に基づき、適正な事務手続を行うよう、該当課に周知徹底を図った。また、「港北区学齢障害児地域生活支援事業」については、平成16年12月に、必要な帳簿の作成や領収書類の整備を行い、事務所内に保管していた現金を銀行口座に戻した。

(イ) 都筑区

都筑区では、「福祉農園事業」において、今後の契約の締結については、公金外現金事務処理要領に基づいて、適正な契約手続を行うよう、該当課に周知徹底を図った。

(39) 区民参加型事業について参加者の増加に向けた工夫を求めるもの（港北区）

各区では、生涯学習、高齢者支援、障害者支援などの区民のニーズに対応するため、様々な事業を実施している。

そこで、これらの事業のうち、港北区における、区民参加型事業の区民の参加状況をみたところ、次のようなものが見受けられた。

ア 区民講座について、参加者数が区外在住者（参加者数の約30%）を含めても定員の半数以下であるもの

イ 機能訓練事業について、参加者が少ない状況にあったので、さらに対象者の拡大に向けた取組を行う必要があるもの

ウ 介護予防型通所事業について、1か所の開催会場で1日平均の参加者が定員の約半数であるもの

エ 転倒骨折予防事業について、一部の地域で定員に対して参加者数が少ないもの

については、対象者のニーズや地域の実情を十分に把握し、事業の必要性、実施方法、PR方法等を検討し、対象となる区民がより参加しやすい事業内容となるよう努められたい。

【対象区が講じた改善内容】

港北区では、区民講座については、平成15年度をもって事業を終了した。今後、同種の区民参加型の講座を実施するに当たっては、実施方法、PR方法を検討し、区民がより参加しやすい事業内容となるように努めることとした。

《措置済事項》

(40) 前渡金管理者の現金保管額について改善を求めるもの（港北区及び都筑区）

各区保険年金課においては、国民健康保険料関係過誤納金等（以下「過誤納金等」という。）を現金で還付するために、前渡金によりあらかじめ現金を保管している。

そこで、港北区及び都筑区について、平成15年4月から平成16年8月までの過誤納

金等の還付状況をみたところ、前渡金の額と比べ実際の支払額が少ないため、月初めの現金保管額は、各区100万円を超える月が多く、月末残額の平均が港北区では85万円、都筑区では29万円となり、結果として一時的に多額の現金を保管しているものが見受けられた。

については、過誤納金等の還付のための前渡金については、1日に必要となる上限額を見込み、これに基づいて保管するとともに、関係局と連携して、口座振込の推進について検討されたい。

【対象区が講じた改善内容】

ア 港北区

港北区では、平成17年2月から、月初めの保管額を約40万円に減額するとともに、適宜銀行に預け入れることで、現金保管額を少なくすることとした。また、併せて、口座振込の推進に努めることとした。

イ 都筑区

都筑区では、過誤納金に要する前渡金の請求金額を、各月一律ではなく、実績に応じた金額とするとともに、適宜銀行に預け入れることで、現金保管額を少なくすることとした。また、併せて、口座振込の推進に努めることとした。

(41) 支払資金の運用について改善を求めるもの（港北区及び都筑区）

各区収入役室では、各区銀行派出所の閉鎖後、緊急な支払を要する場合に対処するための「支払資金」を現金で保管している。

そこで、港北区における支払資金の支払状況をみたところ、支払資金20万円のうち10万円を、収入証紙の販売に係る釣銭資金に流用していた。

また、港北区、都筑区(10万円)とも支払資金を使用する事例は見受けられなかった。

については、「支払資金」は、緊急な支払を要する場合に対処するための保管とするとともに、支払の実態に応じた必要最小限度の保管金額を設定するなどの必要性について検討されたい。

【対象区が講じた改善内容】

ア 港北区

港北区では、支払資金のうち釣銭資金として使用していたものについては、支払資金の本来目的の保管とするよう改めるとともに、支払資金の保管額については、支払事例がないことなどを踏まえ、市収入役室と調整の上、平成17年度から資金保管をしないこととした。

イ 都筑区

都筑区では、支払資金の保管金額については、支払実績を踏まえ、関係部署等と調整の上、平成16年度末に市収入役室に全額返還することとした。

## < 行政評価的な手法による監査 >

### 1 健康づくりの推進関連事業（衛生局）

#### (1) 健康診査事業

ア 基本健康診査事業等における受診率向上のための効果的な取組等を求めるもの

基本健康診査事業、がん検診事業等における目標の設定状況についてみたところ、高齢者保健福祉計画で健康診査の見込量を表記しているものの、事業の具体的な指標・目標値とはなっておらず、中期政策プランの計画目標も「推進」となっていた。また、本市における平成15年度の受診率についてみると、基本健康診査は28.8%で、がん検診は、肺がんが3.9%、胃がんが8.2%などとなっていた。

については、事業の進ちょく状況を把握・評価し、効果的に事業の推進を図るため、具体的な指標・目標値の設定などを検討するとともに、介護保険や国民健康保険等の事業との連携により受診勧奨を行うなど、受診率向上のため効果的な取組を実施されたい。

イ 基本健康診査事業等について事務処理方法の見直しの検討を求めるもの

基本健康診査及びC型肝炎ウイルス等検査業務（以下「健診等業務」という。）については、社団法人横浜市医師会（以下「医師会」という。）へ委託し、医師会加入の医療機関で実施している。併せて、実施医療機関からの毎月の健診票・請求書の回収、内容の確認などの事務についても医師会へ委託している。

しかし、健診票・請求書の内容の確認業務を、健診等業務の受託者に委託することは、適切ではないと考えられるので、見直しを検討されたい。

ウ 健康診査事業における医薬材料の発注方法について検討を求めるもの

福祉保健センターでは、40歳から64歳までの市民を対象として基本健康診査を実施している。その際に使用する医薬品等の医薬材料については、現在、18区で共通のものを使用しているが、購入の手続きは18区で別々に行っており、購入価格にばらつきがあるものが見受けられた。

基本健康診査などの健康診査事業関係の医薬材料の購入額は、平成15年度決算で18区合計で約9千万円となっていることから、コスト縮減を図るため、区と連携して共同発注の実施や競争入札方式の導入等について検討されたい。

## エ 基本健康診査の要指導者に対する効果的な支援の実施を求めるもの

本市では、福祉保健センター（以下「センター」という。）及び医療機関で、基本健康診査を実施している。

医療機関では、基本健康診査の結果、要指導者となった者のうち、食事指導などセンターへの依頼事項がある場合には、受診者に診査票の控えを持ってセンターを訪れるよう指導することとなっているが、センターを訪れる者は少ない状況となっている。

また、医療機関実施分については、診査票を衛生局で集約後、電算入力を行い、基本健康診査実施日から4～7か月経過後に、要指導者の診査票をセンターへ送付している状況であった。このため、センターから要指導者に個別健康教育や生活習慣病予防教室等の案内が行われる時には、受診者の健康への意識が薄れてしまい、このことが、個別健康教育や生活習慣病予防教室等の参加者が少ない要因の一つになっていると考えられる。

については、要指導者に対する指導について、センターとの連携を強化するよう医療機関へ働きかけるとともに、センターへの診査票の送付を迅速に行うことにより、要指導者に対する効果的な支援を実施されたい。

## オ 基本健康診査における福祉保健センターの役割について見直しの検討を求めるもの

（意見）

本市では、生活習慣病予防対策のひとつとして、これらの疾患を早期に発見し、適切な指導や治療に結びつけ、本市の健康水準を高めることを目的として、40歳以上の市民を対象に基本健康診査を実施している。

実施場所は、福祉保健センター（以下「センター」という。）及び医療機関であるが、65歳以上の市民については、日頃の健康状態をよく知る「かかりつけ医」をつくる機会とすること、高齢者は基本健康診査で生活習慣病の発見が多く、速やかに治療に結びつけることが必要である、との理由により、医療機関のみでの受診としている。

そこで、医療機関及びセンターにおける受診者数をみたところ、医療機関における受診者数が増加傾向であるのに対し、センターの受診者数は減少傾向にあった。

については、基本健康診査は、原則として医療機関で実施することとし、センターは、基本健康診査の要指導者等に対する健康教育事業等を充実することにより、区民の健康づくり支援を効果的に推進するなど、基本健康診査におけるセンターの役割について見直しを検討されたい。

カ 基本健康診査等における診査結果データの有効活用について検討を求めるもの

(意見)

本市では、福祉保健センター（以下「センター」という。）及び医療機関で基本健康診査を実施しているが、医療機関実施分については、医療機関への健康診査費用支払額の積算や国への報告書類作成等のため、全検査項目の診査結果について電算入力を行っている。

また、がん検診についても、センターで実施している肺がんを除き、医療機関で実施している胃がん、大腸がん等については、同様に委託により電算入力を行っている。

しかし、電算入力した全検査項目の診査結果データについては、衛生局やセンターにおいて活用が十分にはなされていない。

については、効果的に市民の健康づくりを推進するため、診査結果データの有効活用について検討されたい。

## (2) 健康横浜21の推進事業

ア 「健康横浜21」について成果を検証できる方策の検討を求めるもの

本市では、国の第3次国民健康づくり対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」の地方計画として、平成13年9月に、横浜市健康づくりの指針である「健康横浜21」（平成13年度～22年度）を策定し、策定後5年を目途に評価・修正を行うこととしている。また、この「健康横浜21」は、健康づくりを支援する仕組みづくりを中心とした内容とすることとしているため、具体的な目標等は設定されていない。

一方、国の「健康日本21」では、健康寿命の延伸等を実現するために、平成22年度を目途とした具体的な目標等を提示すること等により、健康づくり運動を推進し、健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものであり、地方計画においても、実情に応じた目標等が設定されるべきであるとしている。また、「健康増進法」第7条に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成15年4月公表）においても、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきであるとしている。

については、「健康横浜21」では具体的な目標が設定されていないことから、その成果を適切に検証できる方策を検討し、市民の健康づくり支援を推進されたい。

イ 健康横浜21推進会議のあり方について検討を求めるもの  
(意見)

「健康横浜21」では、新たな仕組みづくりとして、健康横浜21推進会議（仮称）（以下「推進会議」という。）の設置を掲げ、健康にかかわる団体間のネットワークを構築して、ノーマライゼーションの考え方を取り入れた健康づくりを推進することとしている。また、この推進会議については、平成15年4月の衛生局から区への通知の中で、区における推進会議として、健康づくりに関する話し合いの「場」を設置することとしている。

そこで、各区における推進会議の設置状況をみたところ、監査日現在、推進会議が設置されている区はない状況であった。

については、「健康横浜21」の効果的・効率的な推進を図る観点から、区における健康づくりの推進状況を踏まえて、推進会議のあり方について検討されたい。

ウ 区との連携を強化し、健康づくりの効果的な推進を求めるもの  
(意見)

平成15年度から、健康横浜21モデル事業（以下「モデル事業」という。）を1区2年間の計画で実施している。

そこで、平成15年度におけるモデル事業の実施内容についてみたところ、港南区において、「子ども達にたばこの害を与えない地域づくり連絡会」を設置し、禁煙対策に特化して事業を推進しており、神奈川区においては、独自に基本健康診査データ活用等を行い、健康指標の設定・活用を図り、地域福祉保健計画への反映など効果的な健康づくり事業の推進をしている。また、平成16年度からは、新たに3区において、自主活動グループ等のネットワーク化などが実施されている。

については、今後、このモデル事業の実施結果について評価を行ったうえで、各区に対して情報提供等を積極的に行うなど、各区との連携を一層強化することにより、健康づくりの効果的な推進に努められたい。

## 2 船舶・貨物、客船誘致事業（港湾局）

### (1) 船舶・貨物誘致事業

ア 誘致条件の整備について、達成度を適切に把握する方策の検討などを求めるもの

港湾局では、「ユーザーに選ばれる港づくり」を目指し、その重点推進施策として「スーパー中枢港湾実現に向けた機能強化と使いやすい港づくり」、「船舶・貨物誘致推進と事業者が進出しやすい環境づくり」の施策を進め、平成21年におけるコンテナ貨物取扱量の目標を350万個（20フィートコンテナに換算した個数）としている。

また、この目標を達成するための誘致条件の整備として、

(ア) コンテナターミナルの364日・24時間稼働

(イ) リードタイム(本船の入港からコンテナ貨物の引取りが可能となる時間)の1日程度への短縮

(ウ) コンテナ取扱いに関するトータルコストの3割低減を実施することとしている。

これらの誘致条件の整備については、港湾管理者、国等の行政機関、港湾関係事業者で構成する「使いやすい港づくり推進協議会」などを活用して、官民一体となって着実に進めているところであるが、リードタイムの短縮及びトータルコストの低減について、達成度を適切に把握する必要があるため、その方策を検討されたい。

(意見)

(ア) コンテナターミナルの364日・24時間稼働については、関係者と連携し、ターミナルのゲートオープン時間の延長等に積極的に取り組んでいるが、時間延長が一部のターミナルとなっていることから、これを補完するため、コンテナの保管場所を整備・活用し、ゲートが閉鎖している時間帯でもコンテナの搬出入ができるようにして、実質的に364日・24時間稼働を図っている。平成16年12月時点で、コンテナ保管場所の整備は、10ターミナルのうち4ターミナルに拡大しているところであるが、引き続きコンテナ保管場所の整備及びゲートオープン時間の延長について、関係者への働きかけ等を行われたい。

(イ) リードタイムの1日程度への短縮については、平成15年3月に横浜税関など行政機関で構成する「横浜港港湾行政連絡会」を設置し、ユーザーニーズへの対応や行政手続の迅速化の取組を行っており、この取組の成果として、平成16年度には、24時間全天候型・動植物検疫施設の整備に着手するとともに、国及び国内主要港8港による港湾物流情報のネットワークの

構築などが進められている。

については、「横浜港港湾行政連絡会」を有効に活用することなどにより、  
手続の簡素化やIT化等を一層促進されたい。

- (ウ) トータルコストの3割低減については、船舶に対するインセンティブ措置等の導入・充実などに積極的に取り組んでいるところであるが、コストには港湾施設使用料など本市が徴収しているもののほかに、国が徴収するトン税や港湾関係事業者が徴収する荷役料などがあるので、国等の関係機関及び港湾関係事業者との連携や働きかけを一層促進されたい。

#### イ 電子申請手続の利用促進を求めるもの

港湾局では、港湾施設の使用に係る申請手続について、電子申請の拡充を進めており、新時代行政プラン・アクションプランによると、既存の21種類の申請手続について統廃合などの見直しを行った上で、残る9種類について、平成17年度までに電子申請化を実現することとしている。

しかし、電子申請の利用状況についてみたところ、利用率は約31%となっていたので、電子申請手続の拡充に併せて、一層の利用促進を図られたい。

#### (2) 客船誘致事業

##### ア 委託料により入港料等の助成を行うことについて改善を求めるもの

港湾局では、外航客船寄港促進事業として、横浜港のイメージアップにより利用促進を図るため、客船の歓送迎行事や無料シャトルバスの運航サービスなどを委託により実施している。

そこで、外航客船寄港促進事業業務委託についてみたところ、この委託業務の中に、外航客船に対する入港料、岸壁使用料等の50%相当額を助成する業務が含まれていた。

については、入港料等の助成を委託料として支出することは適切ではないので、改められたい。

##### イ 外国籍客船誘致活動の一層の推進を求めるもの

(意見)

横浜港への客船寄港隻数は、大さん橋国際客船ターミナルのリニューアルや誘致活動の成果などから平成15年は91隻、平成16年は114隻となっており、2年連続して日本一となっている。

しかし、外国籍の客船寄港隻数についてみると、平成15年は6隻、平成16年は5隻となっていた。

については、外国籍客船の寄港促進に向け、誘致活動の一層の推進に努められたい。

## 第2 定期監査(テーマ監査「使用料及び手数料等の徴収事務」)

### 1 監査のテーマ

使用料及び手数料等の徴収事務

### 2 監査の対象及び範囲

主として平成15年4月1日から平成16年8月31日までに執行された上記テーマに関する事務について、次の局及び区を対象に監査を行った。

- (1) 福祉局
- (2) 衛生局
- (3) 港湾局
- (4) 市立大学事務局
- (5) 港北区
- (6) 都筑区

### 3 監査の期間

平成16年9月8日から平成17年3月25日まで

### 4 テーマ選定の理由

「使用料及び手数料」並びに「負担金及び分担金」(以下「使用料及び手数料等」という。)は、歳入決算の中で市税収入に次ぐ重要な自主財源であるが、収入未済額が多額となっており、中期財政ビジョンにおける重点取組として、収納率の向上や受益に応じた負担という観点から適正化を図ることとされている。

また、これまでの定期監査においても、使用料及び手数料等の徴収事務については、適正な債権管理を行うよう改善検討を数多く求めてきたところである。

そこで、このような状況を踏まえ、使用料及び手数料等の徴収事務を監査のテーマとして選定し、これらの調定、減免、請求、督促等の一連の事務について重点的な監査を行うこととした。

併せて、特別会計の健全化を図る観点から、市立大学費会計等における歳入についても、同様に監査を実施した。

### 5 監査の方法

使用料及び手数料等の徴収事務が、適正かつ効率的、効果的に行われているかについて検証するため、次のような視点から監査を行った。また、監査に当たっては、それぞれ抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

- (1) 使用料及び手数料等の調定（調査決定）が、関係法令等に基づき計画的・効率的にもれなく、適時に行われているか。
- (2) 使用料及び手数料等の減免の決定について妥当性があるか。また、継続的な案件について、当初の減免決定時と、申請者の経済的状況や社会情勢等が変化している場合、これを考慮した決定を行っているか。
- (3) 使用料及び手数料等の調定を行った内容について、必要に応じて、実際の状況の調査を適宜実施しているか（例えば、申請内容と現地の使用状況の確認等）。
- (4) 未納（特に長期）となっている債権の管理について、督促・催告等を適時に、かつ効果的に行っているか、また、債権管理の執行体制が適切に整備・運用されているか。
- (5) 上記事務を行う担当組織（者）及びチェック体制は必要・十分か。

## 6 平成15年度における使用料及び手数料等の決算の状況

### (1) 一般会計決算の状況（抜すい）

（単位：千円、単位未満切捨）

款別 科目	調定額	収入済額	収入未済額	不納欠損額
市税	691,521,228	654,384,637	31,715,164	5,421,426
地方交付税	50,156,509	50,156,509	0	0
分担金及び負担金	23,730,628	22,335,070	1,271,701	123,856
使用料及び手数料	47,909,427	46,638,161	1,247,264	24,001
国庫支出金	160,968,006	160,968,006	0	0
財産収入	8,730,585	8,691,257	39,327	0
諸収入	106,790,055	105,946,840	741,135	102,079
市債	156,018,530	156,018,530	0	0
その他	135,891,324	135,891,324	0	0
合計	1,381,716,297	1,341,030,338	35,014,594	5,671,364

注) 収入済額及び収入未済額が多額なものを抜すいした。

### (2) 「分担金及び負担金」・「使用料及び手数料」の収入済額、収入未済額並びに不納欠損額

（単位：千円、単位未満切捨）

款	節 等	収入済額	収入未済額	不納欠損額
15年度 分担金 及び 負担金	児童福祉費負担金	8,914	24,617	5,673
	保育所費負担金	6,386,940	526,469	51,573
	障害児福祉費負担金	103,129	29,057	3,110
	身体障害者福祉費負担金	941	8,279	1,432
	知的障害者福祉費負担金	4,326	27,614	3,247
	老人福祉費負担金	234,447	92,751	30,619
	生活保護費負担金	578,248	553,500	28,199
	道路管理費負担金	75,930	8,629	0
	港湾施設整備費負担金	139,948	781	0
	その他分担金及び負担金	14,802,243	0	0
	合計	22,335,070	1,271,701	123,856
	14年度分担金及び負担金	17,078,970	1,219,935	108,849
	13年度分担金及び負担金	13,770,165	1,146,046	112,691

款	節 等	収入済額	収入未済額	不納欠損額
15 年 度 使 用 料 及 び 手 数 料	知的障害者福祉施設使用料	570,812	79	0
	介護老人福祉施設使用料	544,260	683	0
	救急医療センター使用料	450,208	295	0
	アレルギーセンター使用料	160,687	1,578	0
	道路及び付属物占用料	4,645,740	19,432	0
	水路占用料	85,377	1,366	52
	河川占用料	13,448	2,151	19
	港湾施設使用料	10,426,464	95,578	0
	改良住宅使用料	386,265	44,009	1,433
	公営住宅使用料	9,477,204	908,479	20,742
	住宅施設使用料	867,944	10,251	0
	スポーツセンター目的外使用料	6,663	1,680	0
	産業廃棄物処理手数料	949,797	8,622	0
	一般廃棄物処理手数料	8,615,799	142,450	0
	居宅介護事務手数料	1,548	10,604	1,753
その他使用料及び手数料	9,435,939	0	0	
	合 計	46,638,161	1,247,264	24,001
14年度使用料及び手数料		45,688,969	1,193,829	23,784
13年度使用料及び手数料		47,421,861	1,138,382	16,167

### (3) 特別会計決算の状況（抜すい）

（単位：千円、単位未満切捨）

会計別 款別	調定額	収入済額	収入未済額	不納欠損額
横浜市国民健康保険事業費会計				
1 国民健康保険料	128,443,158	94,740,042	29,536,861	4,166,254
横浜市介護保険事業費会計				
1 介護保険料	22,707,395	21,920,037	757,920	29,437
横浜市立大学費会計				
1 大学収入	4,417,798	4,392,413	25,384	0
2 附属病院収入	14,589,718	14,461,887	109,403	18,427
3 センター病院収入	17,977,350	17,831,503	138,135	7,711
横浜市港湾整備事業費会計				
1 使用料及び手数料	1,864,464	1,864,464	0	0
横浜市母子寡婦福祉資金会計				
1 貸付金収入	1,354,635	466,245	886,424	1,965

## 7 監査の結果

対象とした各局区の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。

なお、「財政援助団体等監査結果報告」において、局の事務に対する改善、検討を求める事項のうち、「使用料及び手数料等の徴収事務」に関する事項については、本結果に記載してある。

### (1) 調定事務・許可手続について改善を求めるもの

調定事務は、収入金額確定の重要な手続であるが、次の事項については改善、検討の必要があると認められた。

ア 目的外使用許可の適正化を求めるもの（市立大学事務局）

市立大学事務局は各キャンパス及び附属2病院の一部を目的外使用許可しているが、この状況についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

(ア) 目的外使用許可をしていないにもかかわらず使用しているものや、使用許可範囲を超えて使用しているものがあったので、現状を把握した上で使用許可の内容と使用の実態とを合致させるべきもの

(イ) 目的外使用許可しているもののうち、使用料を減免しているものがあるが、目的外使用によって収入を上げているものについては、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性の有無や減免率を決定するよう改めるべきもの

(ウ) 目的外使用に伴う光熱水費について減免しているものが見受けられたが、光熱水費は原則として使用者が負担すべきものであるため、見直すべきもの

イ 実費弁償の請求事務について改善を求めるもの（港北区及び都筑区）

各区では、道路上において運行の用に供してはならない自動車を、道路運送車両法の規定により特定の場合に運行を許可する、自動車臨時運行の許可の事務を行っており、その際、「自動車臨時運行許可番号標」（いわゆる「仮ナンバー」、以下「番号標」という。）を貸与している。

また、貸与した番号標が返納されなかった場合には、数度の文書及び電話による催告を行ったのちに、当該番号標の失効を公告し、市報に登載するとともに、実費弁償（1件1,754円）の請求を行っている。

そこで、港北区及び都筑区において、番号標を返納しなかった者への実費弁償の請求が該当者の所在が判明しているにもかかわらず、一部行われていなかったもの及び都筑区において、請求時に調定を行っていないために収入未済分について計上漏れとなっていたものが見受けられたので、速やかな失効手続及び適正な請求事務などを行われたい。

(2) 使用料の算定や減免などについて改善を求めるもの

使用料の算定や減免は、権利の確保又は放棄に該当するため、使用実態、社会・経済状況等を考慮し、適正に行う必要があるが、次の事項については、減免の適用等について、改善、検討の必要があると認められた。

ア 目的外使用許可に係る使用料等の減免について適正な執行を求めるもの（衛生局）

衛生局では、久保山斎場の駐車場等について、周辺の路上駐車に伴う交通渋滞の緩和などのため、斎場利用者の支障にならない時間帯に限って、財団法人横浜市交

通安全協会に目的外使用許可をしている。

そこで、この目的外使用許可についてみたところ、交通渋滞の緩和等を理由として使用料及び光熱水費を免除していた。

しかし、光熱水費は原則として使用者が負担すべきものであるため、光熱水費を免除することについて見直すよう改められたい。また、使用料を減免する際には、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性の有無や減免率を決定するよう改められたい。

イ 目的外使用許可に係る使用料等の減免について適正な執行を求めるもの(衛生局)

市民病院及び脳血管医療センターでは、売店、レストラン及び理容室等を目的外使用許可し、患者及び来院者の利便を図ること等を理由として、使用料及び光熱水費について減免をしている事例が見受けられた。

しかし、光熱水費は原則として使用者が負担すべきものであるため、光熱水費を免除することについて見直すよう改められたい。また、使用料を減免する際には、当該許可物件についての収支状況等の確認を行った上で、減免の必要性の有無や減免率を決定するよう改められたい。

ウ 適切な財産の区分・管理の検討を行うとともに、適正な対価の徴収を求めるもの  
(港湾局)

港湾局は、「船員及び店舗関係者のための分譲住宅並びに店舗敷地」として、中区にある土地の使用許可を行っている。

この分譲住宅等の敷地は、船員のための住宅であることから、行政財産とし、使用料を50%減額している。分譲から約30年が経過し、この建物の住宅部分は、事務所への転用や、船員以外の居住が見受けられた。

ついては、居住状況等を踏まえ、分譲住宅等の敷地を行政財産として使用許可することの適否を含め、適切な財産の区分・管理の検討を行うとともに、適正な対価を徴収されたい。

エ 占用料の減免について検討を求めるもの

(横浜ベイサイドマリーナ株式会社(港湾局))

港湾局は、マリーナ施設として使用するため、横浜ベイサイドマリーナ株式会社(以下「YBM」という。)に対して水域占用許可を行い、使用目的の公益性等を理由に占用料を50%減額している。

YBMは、市民の海洋性レクリエーションの振興に寄与するとともに、放置艇を収容するために一定区画を確保するなど公共的役割を担っているものの、YBMが

4期連続で経常利益を計上し、累積欠損も少額であることや、近年はマリーナ事業単独でも営業利益を計上していることなどから、占用料の減免に当たっては、事業の公益性、YBMの財政状況等に応じたものとなるよう検討されたい。

#### オ 行政財産の使用許可について改善を求めるもの

(株式会社横浜港国際流通センター(港湾局))

港湾局は、横浜港国際流通センター物流棟の機能強化を目的とし、株式会社横浜港国際流通センター(以下「Y-CC」という。)に対してふ頭用地2か所の使用を許可している。

そこで、ふ頭用地の使用実態をみたところ、Y-CCがS社に使用させている用地Aについては約3,000平方メートルの使用を許可しているが、S社は周辺用地を含め約5,000平方メートルの用地を使用していた。

また、用地B約3,000平方メートルについては、使用料の50%を減額してY-CCに使用を許可しているが、Y-CCは減額前の土地使用料相当額を、用地Bを使用しているS社から徴収していた。

については、行政財産の使用実態を把握し、適正な管理を行うとともに、減免の適用を見直し、適正な使用料を徴収されたい。

#### カ ふ頭用地等財産の区分及び減免の考え方について整理を求めるもの

(財団法人横浜港埠頭公社(港湾局))

港湾局は、財団法人横浜港埠頭公社(以下「公社」という。)に対して、行政財産であるふ頭用地の使用を許可するとともに、普通財産であるふ頭内用地の貸付けを行っている。

これらの財産についてみたところ、公社のコンテナターミナルという同一の目的での使用であるにもかかわらず、行政財産と普通財産に区分され、その財産区分の考え方が明確でないものが見受けられた。

また、ふ頭用地の使用料及びふ頭内用地の貸付料について、公社の公益性や、外貿埠頭事業の経営状況などを理由として、公社の申請に基づき多額の減免を行っているが、適用する減免率が異なるなど減免の考え方が明確になっていなかった。

については、財産の区分を整理するとともに、適用する減免率が明確なものとなるよう、減免の考え方を整理されたい。なお、整理に当たっては、横浜港の国際競争力の確保・強化及び公社の自立性の強化の観点を踏まえつつ、事業の公益性等に加え、団体の財政状況も十分に考慮されたい。

キ ぶ頭用地の使用料の減免等について見直しを求めるもの（港湾局）

港湾局では、神奈川臨海鉄道株式会社に対して駅舎敷や鉄道線路敷等としてぶ頭用地の使用許可をしている。

これらの駅舎敷や鉄道線路敷等の用地の使用料については、昭和44年1月20日に本市と日本国有鉄道（当時）の間で覚書を締結しており、この覚書では、「横浜港及び臨海工業地域における物資輸送の円滑化と地域経済の発展に寄与するため、協力して臨海鉄道の整備拡充を図るものとし」、「鉄道に必要な用地を神奈川臨海鉄道株式会社に当分の間無償で使用させるものとする」として、横浜港における輸出入貨物輸送の円滑化と地域経済の発展に寄与することを理由として使用料を免除している。

そこで、これらの使用料を免除している用地についてみたところ、駅舎敷として使用許可されて建設した駅舎ビルのうち、駅舎として使用していない部分を事務所として貸付けて賃貸料を得ており、また、鉄道線路敷として使用許可された土地の一部を駐車場用地として貸付けて、駐車料金を得ていた。

については、事務所用ビル用地及び駐車場用地については、使用料を減免することなく使用許可をしていること、神奈川臨海鉄道株式会社の平成15年度決算は、経常黒字を計上していることなどから、使用料を免除している事務所用ビル用地や駐車場用地について、状況を把握した上で、使用実態に合わせた許可に改めるとともに使用料の減免率について見直されたい。

《措置済事項》

ク 自動販売機の設置について適正な使用料等の徴収を求めるもの（福祉局）

障害者研修保養センター横浜あゆみ荘では、管理受託者（平成15年度は横浜市在宅障害者援護協会、平成16年度は横浜市社会福祉協議会）から行政財産の目的外使用許可申請を受けて、飲料水等の自動販売機の設置を認めているが、許可を受ける団体が福祉に関する公共的団体であることなどを理由として、使用料及び光熱水費を免除していた。

しかし、使用料等を免除しなければ自動販売機を設置できないような状況ではないので、使用料及び光熱水費を適正に徴収されたい。

【対象局が講じた改善内容】

福祉局では、平成17年2月に横浜市社会福祉協議会に対し、自動販売機の設置について、目的外使用許可を変更し、使用料及び光熱水費を徴収することに改めた。

(3) 徴収事務について改善を求めるもの

徴収事務については、調定がなされたのち、速やかに実施することとされているが、

次の事項については、徴収事務の遅れなどを改善する必要があると見受けられたので、適切な措置を講じる必要があると認められた。

ア 退院時の納付の徹底を求めるもの(市立大学事務局)

「横浜市立大学医学部附属病院規則」では、使用料及び手数料の納付について、入院して診療を受ける者は毎月10日及び退院の際、使用料及び手数料を納付しなければならないとされているが、市立大学医学部附属病院では、土日祝日に退院した場合や、退院当日の検査等により退院時に入院費が確定しない場合は、その全額についての納入通知書を後日郵送しており、退院時に納付をさせていない。しかし、平成16年10月の曜日別退院患者数を調査したところ土日祝日の退院は全体の約4割に上っていることから、規則に基づき、土日祝日の退院の場合にも納付をさせるとともに、退院時に入院費全額が確定しない場合にも、確定している入院費については退院時に納付をさせるよう改められたい。

《措置済事項》

イ 港湾環境整備施設使用料の領収事務について改善を求めるもの(港湾局)

大黒ふ頭事務所では、ふ頭内にある港湾環境整備施設(運動広場及びテニスコート)の使用者から施設使用料を現金で領収し使用券を交付している。

そこで、この事務についてみたところ、書損した使用券が保存されていないもの及び使用券の半券で領収日が確認できないものがみられた。

については、書損等があった場合には、その使用券を保存するとともに金銭払込日計表等へ記載するなど、適切な取扱いに改められたい。

【対象区が講じた改善内容】

港湾局では、書損した使用券については保存するとともに金銭払込日計表へ記載するなど現金領収事務の適切な取扱いを行い、併せて、所属内のチェック機能の強化を図るよう、平成17年2月の会議で、局内すべての部長及び課長に説明するとともに、各課長及び所長あてに通知し、周知徹底を図った。

ウ 課税証明書の郵送請求事務について改善を求めるもの(港北区及び都筑区)

各区課税課では、区民から土地、家屋等に関する課税証明書について、郵送での請求を受け付けて、その際、多くは係ごとに郵送請求処理簿の様式を定め、受付の日付、証明書の内容、件数、手数料等を記録している。

そこで、港北区及び都筑区の課税課について、課税証明書の郵送請求事務をみたところ、次のようなものが見受けられた。

(ア) 土地系の郵送請求処理簿において、発送日が受付日より前になっているもの及び返戻金額等の記載に誤りがあるもの(港北区)

- (イ) 土地係において、郵送請求処理簿を作成していないため、手数料の領収金額、時期、過不足の処理など、郵送請求事務の内容が確認できないもの（都筑区）
- (ウ) 市民税係の郵送請求事務において、申請者の郵送料が不足したため郵券を立て替えて使用しているものが一部見受けられたが、郵送請求処理簿において、申請者からの郵券の過不足に係る記録がなく、立替えの状況を把握できていないもの（都筑区）

については、課税証明書の郵送請求事務では、手数料として金券類を扱うことから、同様に郵送請求事務を行っている戸籍課の事務を参考として郵送請求処理簿を備えて適切に記録するとともに、事務処理要領を定めるなど複数の職員による確認体制を強化するよう事務処理を改められたい。

#### 【対象区が講じた改善内容】

##### (ア) 港北区

港北区では、郵送請求処理簿の正確な記載に努めるほか、平成17年1月から郵送請求処理簿に毎月の金額の集計欄を設けるとともに、日付及び金額のチェックを行う事務処理体制とした。

##### (イ) 都筑区

都筑区では、平成17年1月から戸籍課の事務を参考として、受付日、送付額、返戻額、発送日等を記載内容とする郵送請求処理簿を作成し、使用するよう改善を図った。

#### (4) 未収金の債権管理について改善を求めるもの

収入が納期限までに納付されない場合は、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等に基づき、債権の適正管理を行うこととされているが、次の事項については改善、検討の必要があると認められた。

##### ア 貸付金償還金の債権管理について適正化を求めるもの(福祉局)

福祉局では、高齢者及び障害者住宅整備資金貸付金、障害者更生資金貸付金の償還事務を行っている。高齢者及び障害者住宅整備資金については貸付事業が平成3年度に終了しており、最終貸付分の償還期間が平成13年度に終了しているが、現在でも多額の収入未済があり、また、障害者更生資金貸付金については、平成15年度で貸付事業が終了しているが、同様に多額の収入未済がある。

これらの徴収事務についてみたところ、償還期日までに償還しなかった借受人に対して督促状を送付し、その後も滞納している借受人に対して毎年催告状を送付しているが、転居先不明の債務者に対する追跡調査や連帯保証人に対する請求を行っていないかった。

については、滞納者に対する催告状の送付に加えて、転居先不明者に対する追跡調

査や連帯保証人に対する請求を行うなど、貸付金償還金の債権管理及び徴収事務について適正に行うよう改められたい。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、福祉保健センターと連携し、収納の促進を図ること等を求めるもの(福祉局)

福祉局では、母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上を目的とし、母子寡婦福祉資金（以下「福祉資金」という。）を貸付けている。

福祉資金の貸付事務については、窓口となっている各区福祉保健センターにおいて申請書を受理し、福祉局において貸付決定し貸付けを行っている。

そこで、福祉資金貸付金償還に係る収納事務についてみたところ、貸付後一定の据置期間を置き償還金の収納を行っているが、収入未済額が多額となっていた。これは、納期限を過ぎた滞納者に対して、督促状等の送付は行っていたが、その後の催告等が十分に行われていないことが、主な原因と考えられる。

については、償還金の収納については、横浜市母子寡婦福祉資金事務取扱要領に基づき、福祉保健センターと連携し、母子家庭等の状況を的確に把握し、指導を行うとともに滞納者等への催告等を進めることなどにより、収納の促進を図られたい。

ウ 児童手当等返還金の債権管理について適正化を求めるもの(福祉局)

児童家庭課では、児童手当及び特別児童手当の支給を行っており、各手当の支給後に受給資格が喪失していることが確認された場合等に受給者に対し返還を求めているが、多額の収入未済が生じている。

そこで、返還金の債権管理についてみたところ、未納分について督促状を送付しているが、その後は未納者に対し文書や電話による催告が行われていなかった。

また、平成16年4月から10月までに発生した返還金について、直ちに調定すべきところ同年11月にまとめて調定を行っているほか、平成15年度に収入未済となった返還金の平成16年度への繰越調定手続がされていなかった。

については、未納者に対し文書や電話等による催告を実施するなど徴収の強化に努めるとともに、調定の事務手続についても事後とならないよう適正に行われたい。

エ 入院未収金の債権管理について改善を求めるもの(衛生局)

市民病院では、特別室の室料を含む入院未収金（以下「入院未収金」という。）が多額となっている。

そこで、入院未収金の収納状況についてみたところ、退院後1か月を経過しても入院医療費等の納付がない場合、電話催告や催告書の送付を行い、以降3か月ごとに定期的に催告などを行っているが、督促状の送付は行っていなかった。

また、脳血管医療センターにおいても、入院未収金について、電話催告・催告文書の送付・訪問催告等は行っていたものの、市民病院と同様に督促状は送付していなかった。

については、催告に加えて、督促状を送付し、確実に入院未収金の回収を図るなど、適切な債権管理を行うよう改められたい。

(意見)

市民病院では、入院未収金の発生防止のため、退院前日に入院医療費の概算額のお知らせをしており、また、土曜日・日曜日・祝日(以下「休日」という。)に退院する場合に産科では退院前の平日に会計を行っている。しかし、休日に退院する患者数が多いことから、産科以外の診療科においても退院前に会計できるようにすることや、休日でも救急外来で支払ができるようにするなど、多様な入院医療費等の支払方法を設けることを検討されたい。

オ 救急医療センター使用料等の債権管理について見直しを求めるもの(衛生局)

衛生局では、財団法人総合保健医療財団(以下「財団」という。)に横浜市救急医療センターの使用料等についての徴収事務を委託しており、毎月、衛生局には、現金で領収した分の総額と、現金領収できなかったため納付書等を発行した分の総額が報告され、これに基づいて、衛生局は収入調定を行っている。

そこで、納付書等を発行した分の未納の管理についてみたところ、財団及び衛生局双方で管理を行っているが、収納確認がどちらも不十分であったことから、収入未済額が確定できない状況であった。このため、平成15年度決算における収入未済額については、財団で把握している収入未済額との照合を行わずに、衛生局が把握している現年度分のみを計上していた。

については、財団の毎月の報告の際には、総額のみでなく内訳の提出を求めるとともに、未納の管理については、衛生局ですべての納付状況を確実に把握し、適正な債権管理を行い、未納の解消に努められたい。

カ 未収金管理について改善を求めるもの(市立大学事務局)

市立大学医学部附属市民総合医療センターにおける診療収入の未収金の管理状況についてみたところ、滞納者ごとの滞納整理の経過等を管理する未収金管理台帳が、発生年度別、入院・外来別となっており、また、電話や面談による催告の記録等が不十分であったため、滞納者に対する滞納整理の経過が把握できない状況となっていた。

については、滞納者への対応についての記録を徹底し、滞納者ごとの状況が適切に把握できる未収金管理台帳を整えることなどによって、適正な未収金管理を図られ

たい。

キ 国民健康保険の給付費に係る不当利得について適正な債権管理を求めるもの

(港北区)

各区保険年金課では、国民健康保険の加入者であった区民が、当該資格喪失後に医療機関で診療を受けた場合に支払った療養費等の給付費について、不当利得として返還を請求している。

そこで、港北区について、平成15年度及び平成16年度の返還請求事務をみたところ、納期限までに納入されなかった場合に、督促状の発送等督促・催告手続を行っていないかった。

については、国民健康保険の給付費に係る不当利得に関して、効率的・効果的に督促を行うことにより、適正な債権管理を行われたい。

## 8 まとめ

依然として厳しい財政状況の中にあって、経費の徹底した削減と併せて、収入の確保がこれまで以上に重要であり、収入確保に向けた諸制度の見直しに加えて、制度の適切かつ効果的な運用が求められている。

今回の監査結果において、(1)使用許可を行っているものについて、許可内容と実態との整合性、当該事業に係る収支状況などの把握・確認を十分に行わずに許可、減免等を行っているものについて改善を図ること(2)外郭団体などの使用料の減免について、その自立的運営を促進する等の観点から経営状況等を的確に把握・分析した上で、整理・見直しを行うこと(3)債権管理について、債権が適正に把握されていないもの、催告や調査が不十分であるものなどについて改善を図ること(4)病院における入院未収金等について、発生防止のための効果的な徴収方法について検討すること、などを求めた。

なお、滞納整理事務については、現在所属ごとに独自に行われており、事務が標準化されていないことが収納率が低い一因と考えられるので、市税の滞納整理事務などを参考に、滞納状況に応じた的確な事務取扱や体制の整備を検討されたい。

使用料及び手数料等の徴収に当たっては、今回の監査結果で改善を求めた事項も含め、職員一人一人が、適正かつ効率的、効果的に債権管理を行うとともに、減免については安易に前例を踏襲せず、状況の変化などを的確に把握・分析し、厳正な適用を行うことなどにより、財政の健全性の確保に努めることを要望する。

### 第3 定期監査（工事関係）

#### 1 監査の対象及び範囲

主として平成15年4月1日から平成16年8月31日までに契約された工事及び前年度から継続している工事（委託を含む。）について、次の局を対象に監査を行った。

##### (1) 工事全般について実施した局

ア 都市計画局

イ 港湾局

ウ 建築局（平成16年度、教育委員会事務局依頼の校地整備事業に限る。）

エ 教育委員会事務局（平成15年度）

##### 監査対象工事及び監査実施工事

監査対象局	監 査 対 象 工 事		監 査 実 施 工 事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件 数	工事金額（契約）	件 数	工事金額（契約）
都市計画局	214件	84億5,579万5,007円	44件	26億4,173万3,910円
港湾局	381件	231億8,233万2,662円	104件	121億8,950万4,775円
建築局	15件	2億7,194万1,832円	6件	2億2,403万2,200円
教育委員会事務局	59件	15億2,432万 50円	24件	7億2,467万1,050円
計	669件	334億3,438万9,551円	178件	157億7,994万1,935円

主な監査実施工事は次のとおりである。

ア 都市計画局

新横浜長島地区道路築造工事（その6）、戸塚駅前地区中央土地区画整理事業吉田代替地造成工事、桜木町駅前桜木町地下道改良工事及び東横線廃線跡地現況構造物調査委託（その2）

イ 港湾局

新山下貯木場下水道整備工事、沈船引揚撤去工事（15-1）、南本牧埋立工事（第4ブロック中仕切護岸地盤改良工）、本牧ふ頭重量物用橋型起重機（BC-2号機（仮称））設置工事、本牧ふ頭BC突堤間電気設備工事（その7冷凍コンテナ電源設備工（1、2、3））及び底質試験委託

ウ 建築局

東山田中学校校庭整備工事、つつじが丘小学校校庭芝生化工事及び中川中学校校庭測量業務委託

エ 教育委員会事務局

岩崎中学校校庭整備工事、浦島小学校擁壁改修工事、矢上小学校校庭整備工事及び浅間台小学校土質調査委託

(2) 工事関係のうち、財政援助団体等監査の対象となった団体に関する工事について実施した局

ア 福祉局（社会福祉法人栄光会及び社会福祉法人同塵会）

## 2 監査の期間

平成16年9月8日から平成17年3月25日まで

## 3 監査の方法

今回の監査は、監査実施工事の計画、設計、契約、施工管理、安全管理、検査等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査及び工事現場の調査等により実施した。また、平成14年5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が本格施行されたことを踏まえて、「環境負荷の低減」の観点からも監査を実施した。

## 4 監査の結果

対象とした各局の工事は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められた。

なお、平成15年度に執行した教育委員会事務局の校地整備事業については、機構改革により平成16年度から建築局に移管されたため、本監査結果では建築局として表記している。

また、財政援助団体等監査の対象となっている各団体に関する工事について改善、検討の必要があると認められた事項については、財政援助団体等監査結果報告を参照されたい。

『都市計画局、港湾局及び建築局』

《措置済事項》

(1) 工事成績評定を適正に行うよう求めるもの（都市計画局、港湾局及び建築局）

工事完成検査における工事成績については、「横浜市請負工事検査事務取扱要綱」や「工事成績評定基準」（以下「評定基準」という。）などに基づき、技術検査員や担当監督員等の評定者が工事の施工状況などを厳正に評定し、その結果を公表することとしている。

また、工事成績が良好な受注者は入札参加や指名選定に優遇されており、粗雑に施工したと認められる受注者は入札への参加が一定期間停止されるなど、工事成績によ

り受注機会に差を設けている。

そこで、港湾局、都市計画局及び建築局における工事成績の評定をみたところ、一部に評価漏れや評価対象項目数の集計間違いなどがあった。

については、契約の履行や受注者の選定などの適正な確保を図るため、工事成績の評定を適正に行うよう、評定基準の運用マニュアルを作成し、評定者に周知徹底するとともに、チェックの充実を図りたい。

#### 【対象局が講じた改善内容】

ア 都市計画局では、評定基準の運用マニュアルとして「考査項目別運用表・解説」を作成し、平成16年12月に設計工事担当各所属長に、同解説に基づき工事成績評定を適正に行うよう周知した。また、平成16年12月に担当者会議を開催し、関係係長及び担当者に周知徹底を図った。さらに、採点終了後、主任監督員が評価漏れや評価項目数の集計チェックを行うなど体制の強化を図った。

イ 港湾局では、工事成績の評定を適正に行うため、平成16年12月に「工事成績評定基準」（土木工事編）ガイドラインを作成し、評定者に研修を行い周知徹底を図った。また、工事成績採点表に検算欄を設け、評定終了後、主任監督員が検算することとしチェック体制の強化を図った。

ウ 建築局では、工事成績評定基準の運用マニュアル（建築局土木編）を作成し、平成16年12月土木職員の合同会議において研修を実施した。また、採点終了後、主任監督員が評価漏れや評価項目数の集計チェックを行うなど体制の強化を図った。

## (2) 「建設リサイクル法」に基づき適正な手続を行うよう求めるもの

（都市計画局及び建築局）

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、コンクリート、アスファルトコンクリート等の特定建設資材廃棄物が発生する工事においては、同廃棄物の種類、処分先などの処分方法を契約書に明示するとともに、これらの廃棄物の種類や処分先を変更する場合には、その内容を変更契約書に明示することとしている。

そこで、都市計画局の「新横浜長島地区道路築造工事（その6）」など12件の工事をみたところ、3件で契約書に明示されていないアスファルトコンクリート等を処分し、また、建築局の「岩崎中学校校庭整備工事」など9件の工事をみたところ、1件で契約書に明示されていないアスファルトコンクリート等を処分し、4件で契約書と異なる処分先にアスファルトコンクリートを処分し、2件で契約書に明示されているコンクリート等が発生しなかったにもかかわらず、これらの変更内容を変更契約書に明示していなかった。

については、建設リサイクル法の趣旨に基づき、特定建設資材廃棄物の種類や処分先

を変更する場合には、変更内容を変更契約書に明示するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

ア 都市計画局では、建設リサイクル法に基づき変更手続を適切に行うとともにチェックの強化を図るよう、平成16年12月に設計工事担当各所属長に通知するとともに、担当者会議を開催し、関係係長と担当者に周知徹底を図った。

イ 建築局では、平成16年11月に土木職員の会議で、建設リサイクル法に基づき変更手続を適切に行うとともにチェックの強化を図るよう周知徹底を図った。さらに、平成16年12月の建築部庶務担当係長の会議において、建築関係の設計・工事担当課に同様の内容を周知徹底するよう指示した。

(3) 適切な土留めの設置について、請負業者への指導及び安全点検の強化を求めるもの  
(都市計画局)

公衆災害の防止を目的とした「建設工事公衆災害防止対策要綱」、また、土木工事における施工の安全確保を目的とした「土木工事安全施工技術指針」において、掘削する深さが1.5メートルを超える場合には、原則として土留めを施すこととしている。

そこで、「戸塚駅前地区中央土地区画整理事業吉田代替地造成工事」など17件の工事をみたところ、2件でマンホール及び接続雨水ますの埋設時に掘削の深さが1.9～2.1メートル程度であるにもかかわらず、土留めを行っていなかった。

については、土砂崩壊事故を未然に防止し、工事の安全を確保するため、適切な土留めを行うよう、監督員への周知徹底及び請負業者への指導を十分に行うとともに、安全点検の強化を図られたい。

【対象局が講じた改善内容】

都市計画局では、適切な土留めの設置について、監督員への周知徹底及び請負業者への指導を十分に行うよう、平成16年12月に設計工事担当各所属長に通知するとともに、担当者会議を開催し、関係係長及び担当者に周知徹底を図った。

また、平成16年11月及び12月に施工中の現場で安全点検の強化を図るため、工事現場での土留めの設置等を重点項目とした工事安全パトロールを実施した。

(4) 現場施工体制の適正な点検を行うよう求めるもの(都市計画局)

「建設業法」では、国又は地方公共団体が発注する請負契約の総額が2,500万円以上の土木工事等にあつては、請負業者は専任の主任技術者又は監理技術者(以下「技術者」という。)を工事現場に置くこととされている。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、工事現場の適正な施工体制を確保するため、発注者は請負業者による工事現場の監督業務等の状況等を点検することとされていることから、本市においては「工事現場等における施工体制の点検要領」(以下「要

領」という。)を定め、担当監督員等が点検作業を行い、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じることとしている。

そこで、「桜木町駅前桜木町地下道改良工事」など12件の土木工事等について、「工事現場における施工体制の把握表」により点検結果をみたところ、1件で一次下請総額が未記入となっており、さらに、技術者の常駐の把握欄が4月は記入されていたが、5月から10月までの半年間の記入がなく、点検結果を書面により確認できなかった。

については、公共工事の適正な施工を確保するため、要領に基づく点検作業を適正に行うよう改められたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

都市計画局では、要領に基づく点検作業を適正に行うよう、平成16年12月に設計工事担当各所属長に通知するとともに、担当者会議を開催し、関係係長及び担当者に周知徹底を図った。

また、平成16年11月及び12月に施工中の現場で要領に基づく点検作業を実施した。

(5) 埋立地での素掘り工法による掘削工事において、一層の安全性を確保するよう求めるもの(港湾局)

「新山下貯木場下水道整備工事」の埋立地内の掘削工事においては、地下水位を考慮して掘削の深さが3.8メートルまでは土留工を施さない工法(以下「素掘り工法」という。)としており、その場合ののり面勾配は「横浜市道路局設計業務要領」(以下「要領」という。)に示された自然地盤の標準勾配によって設計し施工していた。

しかし、工事区域は種々の建設発生土により造成された埋立地盤であり、自然地盤に比べ不均一であることから、降雨や地下水による地盤の緩みなどに注意して施工していたものの、自然地盤の標準勾配によって設計し施工することは、埋立地の現場状況によっては崩壊の危険性が高いと考えられる。

今後は、埋立地での素掘り工法による掘削工事において、一層の安全性を確保するため、設計で採用するのり面勾配は、要領の標準勾配を参考に現場状況を総合的に判断して決定するとともに、安全確認の実施などについて設計図書に明示するよう改められたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

港湾局では、平成17年2月に埋立地での素掘り工法による掘削工事において、一層の安全性を確保するため、のり面勾配は現場状況を十分考慮して設計するとともに、土質状態の報告や崩壊のおそれがある場合の処置方法の協議について、設計図書の施工条件一覧表に明示するよう、工事担当者へ周知徹底を図った。

(6) 設計変更を適正に行うよう改めるもの（港湾局）

「横浜市契約規則」によれば、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合は、事実を確認して、必要があると認められるときは、設計変更を行うこととされている。

そこで、「沈船引揚撤去工事（15-1）」をみたところ、木造沈船を解体した後の木材の廃棄処理について、設計では一般廃棄物として処理することとしていたが、施工では油分を多く含む木材であったことから、産業廃棄物として処理していたにもかかわらず、設計変更を行っていなかった。

今後、一般廃棄物から産業廃棄物に処理を変更する場合は、適正な設計変更を行うよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、平成16年12月の工事担当者の会議において、適正な設計変更をするよう周知徹底を図った。また、当該工事については、発注時期を1か月早めることにより不測の事態が生じた場合でも、設計変更で対応できるようにした。さらに、このことについて、平成17年1月に港湾整備事務所の会議で平成17年度から実施するよう周知徹底を図った。

(7) 実際の作業に合わせ、積算するよう求めるもの（港湾局）

港湾局が管理する街路灯、上屋照明等の点検や電球交換等を行う「施設照明等保守業務委託」をみたところ、積算では、3名体制で点検や電球交換等を行うこととしていたが、委託業者の作業日報で実際の作業を確認したところ、2名体制で点検等を行っていた。

ついては、実際の作業に合わせ、積算するよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、点検作業の実態を把握し、積算に用いる作業人数の見直しを行うとともに、平成17年度発注分の設計書及び特記仕様書について改訂した。

(8) 委託業務においてコスト縮減を求めるもの（港湾局）

港湾局では、港内工事を海上から監督するため「横浜港港内工事監督用船舶運航委託」により、年間を通し工事監督船を一隻借上げている。当該監督船の年間稼働日数は150日であり、残り60日は待機していた。

一方、「底質試験委託」など4委託をみたところ、大黒運河等の底質検体を採取するため、新たに調査船を借上げていたが、底質等の検体採取は、特定の日に必要はなく、工事監督船が稼働しない日を選定することにより、同船を使用できたと考えられる。

については、工事監督船を底質検体の採取等の際にも活用し、コスト縮減を図るよう改められたい。

【対象局が講じた改善内容】

港湾局では、底質試験委託の検体採取について、平成17年度から工事監督船を使用するよう、平成 17年 1月の港湾整備事務所の会議で周知徹底を図るとともに、借上げ工事監督船の契約書類に、底質等の検体採取での船の使用について明記した。

(9) 環境負荷低減の観点から特定調達物品等の使用の推進を求めるもの（建築局）

「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」では、公共工事において、早期強度を必要としない場合には、特定調達物品等である高炉セメントの使用を推進することとしている。

そこで、「浦島小学校擁壁改修工事」など15件の工事をみたところ、環境負荷の低減を図るため、擁壁等のコンクリートは全て高炉セメントで積算していたが、設計図書に材料名を明記していなかったため、このうちの8件は、施工において普通ポルトランドセメントを使用していた。

については、環境負荷低減の観点から、設計において高炉セメントを使用するとして積算していることから、設計図書に同セメントの使用を明記するよう改めるとともに、監督員並びに請負業者に同セメントの使用を周知徹底されたい。

【対象局が講じた改善内容】

建築局では、平成16年11月に土木職員の会議で設計図書及び標準構造図に高炉セメントの使用を明記し、監督員を通じ、請負業者へ同セメントを使用するよう周知徹底を図った。

(10) 建築基準法に定めた手続を実施するよう求めるもの（建築局）

建築基準法によると、建築主の市長等は、建築工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知（以下「計画通知」という。）し、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされている。

さらに、増築工事において、計画通知が必要な工事は、防火地域及び準防火地域内ではすべての工事、同地域外では、増築する建物の床面積が10平方メートルを超える工事とされている。

そこで、平成15年度に教育委員会校地整備課（現 建築局庁舎施設課）による「矢上小学校校庭整備工事」など2件の工事により整備した飼育小屋をみたところ、1棟は準防火地域内にあり、1棟は同地域外で床面積が15平方メートルであったにもかかわらず、計画通知等の手続を行っていなかった。

今後は、飼育小屋等の小規模な建築物であっても、計画通知等を行う必要があるときは、建築基準法に定めた手続を確実に実施するよう改められたい。

**【対象局が講じた改善内容】**

建築局では、平成16年12月に庁舎施設課土木職員の担当者会議において、今後計画通知が必要な建物を建築する際、計画通知を行い確認済証の交付を受けるよう周知徹底を図った。